



県章

山形県公報

令和7年10月17日（金）

第648号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

○山形県行政組織規則の一部を改正する規則……………（人 事 課）…1026

告 示

- 公立大学法人東北公益文科大学運営協議会規約……………（高等教育政策・学事文書課）… 同
- 公立大学法人東北公益文科大学評価委員会共同設置規約……………（ 同 ）…1029
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による
指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………（置賜総合支庁地域保健福祉課）…1030
- 指定管理者の指定……………（障がい福祉課）… 同
- 同……………（ 同 ）…1031
- 同……………（ 同 ）… 同
- 同……………（水産振興課）… 同
- 同……………（ 同 ）… 同
- 公共測量の実施の通知……………（農村計画課）… 同
- 同……………（ 同 ）…1032
- 土地改良区の役員の退任の届出……………（村山総合支庁農村計画課）… 同
- 土地改良区の役員の就任の届出……………（ 同 ）… 同
- 農用地利用集積等促進計画の認可……………（農村整備課）… 同
- 指定管理者の指定……………（森林ノミクス推進課）…1033
- 道路の区域の変更……………（村山総合支庁西村山建設総務課）… 同
- 県道の供用の開始……………（ 同 ）…1034
- 道路の区域の変更……………（置賜総合支庁西置賜建設総務課）… 同
- 指定管理者の指定……………（都市計画課）… 同
- 道路の位置の指定……………（村山総合支庁建築課）… 同

教育委員会関係

告 示

○指定管理者の指定……………1035

企業局関係

告 示

○同…………… 同

公 告

- 監査結果の公表……………（監査委員）… 同
- 令和6年度会計対象財政的援助団体等の監査結果の公表……………（ 同 ）…1041

正 誤

規 則

山形県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年10月17 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第56号

山形県行政組織規則の一部を改正する規則

山形県行政組織規則（昭和39年 4 月県規則第35号）の一部を次のように改正する。

第199条の表中	山形県公立大学法人評価委員会	地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条第 2 項の規定による公立大学法人の業務の実績に関する評価等に関すること	高等教育政策・学事文書課及び健康福祉企画課	を
----------	----------------	---	-----------------------	---

山形県公立大学法人評価委員会	地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条第 2 項の規定による公立大学法人（公立大学法人東北公益文科大学を除く。）の業務の実績に関する評価等に関すること	高等教育政策・学事文書課及び健康福祉企画課	に改める。
公立大学法人東北公益文科大学評価委員会	地方独立行政法人法第11条第 2 項の規定による公立大学法人東北公益文科大学の業務の実績に関する評価等に関すること	高等教育政策・学事文書課	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

山形県告示第698号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の 2 の 2 第 1 項の規定により、次のとおり規約を定め、協議会を設置した。

令和 7 年10月17 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

公立大学法人東北公益文科大学運営協議会規約

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条）
- 第 2 章 協議会の組織（第 6 条—第11条）
- 第 3 章 協議会の会議（第12条—第14条）
- 第 4 章 協議会の担任する事務の管理及び執行（第15条・第16条）
- 第 5 章 協議会の財務（第17条—第21条）
- 第 6 章 補則（第22条—第25条）

附則

第 1 章 総則

（設置）

第 1 条 山形県及び庄内広域行政組合（以下「関係団体」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の 2 の 2 第 1 項の規定により、協議会を設置する。

（目的）

第 2 条 この協議会は、関係団体が、公立大学法人東北公益文科大学（以下「法人」という。）の設立団体に係る事務を共同で管理し、及び執行し、並びにこれらの事務の管理及び執行について相互に連絡調整を図ることを目的とする。

（名称）

第 3 条 この協議会の名称は、公立大学法人東北公益文科大学運営協議会（以下「協議会」という。）とする。
（担任する事務）

第 4 条 協議会は、次に掲げる事務（法人の設立団体に係るものに限る。）を管理し、及び執行する。

（1）地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）に規定する事務のうち、次に掲げるもの

ア 法第 14 条第 2 項、第 17 条第 1 項から第 3 項まで、第 19 条の 2 第 2 項及び第 4 項、第 22 条第 1 項、第 23 条第 1 項、第 25 条第 1 項、第 26 条第 1 項及び第 3 項、第 34 条第 1 項、第 36 条、第 39 条、第 40 条第 3 項及び第 4 項、第 41 条第 1 項ただし書及び第 2 項ただし書、第 42 条の 2 第 1 項、第 2 項、第 3 項ただし書及び第 4 項、第 44 条第 1 項、第 55 条、第 71 条第 2 項及び第 8 項、第 77 条の 3、第 79 条の 2 第 1 項、第 79 条の 3 第 1 項、第 2 項及び第 5 項、第 79 条の 4、第 79 条の 5、第 121 条第 1 項並びに第 122 条第 1 項に規定する権限の行使に関する事務

イ 法第 6 条第 4 項、第 13 条第 4 項後段及び第 6 項第 2 号、第 19 条の 2 第 4 項、第 22 条第 2 項、第 26 条第 1 項及び第 2 項第 7 号、第 34 条、第 35 条第 1 項後段、第 40 条第 6 項、第 44 条第 1 項、第 46 条、第 56 条の 2 第 1 号及び第 2 号並びに第 78 条の 2 第 2 項に規定する条例又は規則で定めるものとされている事項を定めることに関する事務

ウ 法第 13 条第 9 項、第 13 条の 2、第 14 条第 5 項、第 17 条第 4 項、第 34 条第 1 項、第 45 条、第 56 条第 1 項において準用する法第 48 条第 2 項、第 56 条の 3 第 3 項、第 57 条第 2 項、第 78 条第 3 項及び第 122 条第 2 項に規定する届出、報告等の受理に関する事務

エ 法第 25 条第 3 項、第 42 条の 2 第 5 項、第 44 条第 2 項、第 78 条第 4 項、第 79 条の 2 第 2 項、第 108 条第 2 項及び第 112 条第 2 項に規定する評価委員会への意見聴取に関する事務

オ 法第 78 条の 2 第 5 項に規定する評価委員会からの報告の受理に関する事務

カ 法第 56 条第 1 項において準用する法第 49 条第 1 項に規定する評価委員会への通知及び同条第 2 項に規定する評価委員会からの意見の申出の受理に関する事務

（2）前号に掲げるもののほか、法人の適正な運営を確保するために必要な指導等に関する事務

（3）前 2 号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事務

2 前項各号に掲げるもののほか、協議会は、法人に関する事務の管理及び執行について連絡調整を行う。

（事務所の所在地）

第 5 条 協議会の事務所は、山形県山形市松波二丁目 8 番 1 号山形県庁内に置く。

第 2 章 協議会の組織

（組織）

第 6 条 協議会は、会長及び委員 5 人以内で組織する。

（会長及び副会長）

第 7 条 会長は、山形県知事（以下「知事」という。）をもって充てる。

2 会長の任期は、知事としての任期とする。

3 会長は、非常勤とする。

4 委員のうち 1 人は、庄内広域行政組合理事長（以下「組合理事長」という。）をもって充て、これを副会長とする。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 副会長の任期は、組合理事長としての任期とする。

7 副会長は、非常勤とする。

（委員）

第 8 条 委員（副会長を除く。以下この条において同じ。）は、関係団体の長が協議の上、関係団体の職員のうちから、関係団体の長がそれぞれ指名した者をもって充てる。

2 委員の任期は、会長が定める。

3 委員は、非常勤とする。

（職員）

第 9 条 協議会の担任する事務に従事する職員（以下「職員」という。）の定数及び当該定数の各関係団体への配分については、関係団体の長の協議により、これを定める。

2 関係団体の長は、前項の規定により配分された定数の職員を、それぞれ当該団体の職員のうちから選任する。

（職員の職務）

第 10 条 会長は、職員のうちから主任の者（以下この条において「事務長」という。）を定めなければならない。

- 2 事務長は、会長の命を受け、協議会の事務を掌理する。
- 3 事務長以外の職員は、上司の指揮を受け、協議会の事務に従事する。

（事務処理のための組織）

第 11 条 会長は、協議会の会議に諮って、協議会の事務を処理するために必要な内部組織を設けることができる。

第 3 章 協議会の会議

（協議会の会議）

第 12 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、協議会の事務の管理及び執行に関する基本的な事項を決定する。

（会議の招集）

第 13 条 会議は、会長がこれを招集する。

- 2 会長は、委員の 2 人以上の者が審議すべき事項を示して会議の招集を請求したときは、速やかに会議を招集しなければならない。
- 3 会長は、会議を招集する場合には、会議の日時、場所及び審議すべき事項を、あらかじめ委員に通知しなければならない。

（会議の運営）

第 14 条 会議は、委員の全員が出席しなければ、これを開くことができない。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会長は、必要に応じて法人の役員、職員等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。
- 4 会長は、委員が会議に出席できない場合において当該委員からの申出があったときは、当該委員が指名した者の出席を認めることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。
- 5 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

第 4 章 協議会の担任する事務の管理及び執行

（各関係団体の長の名においてする事務の管理及び執行）

第 15 条 協議会がその担任する事務を各関係団体の長の名において管理し、及び執行する場合においては、協議会は、当該事務を第 4 条第 1 項第 1 号イの規定により定められた事項（このうち条例で定めるものとされている事項は除き、以下「協議規程」という。）及び各関係団体の当該事務に関する条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところにより管理し、及び執行するものとする。

- 2 条例等を改正し、又は廃止した場合においては、当該関係団体の長は、その旨を協議会の会長に通知しなければならない。

（役員等の損害賠償責任の一部免除）

第 16 条 法第 123 条第 2 項の規定により設立団体が協議して定めるものとされる法第 19 条の 2 第 4 項の条例で定めるものとされている額は、地方独立行政法人法施行令（平成 15 年政令第 486 号）第 3 条の 2 第 1 項に規定する基準報酬年額に、次の各号に掲げる役員又は会計監査人の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

- (1) 理事長又は副理事長 6
- (2) 理事 4
- (3) 監事又は会計監査人 2

第 5 章 協議会の財務

（負担金）

第 17 条 協議会の事務の管理及び執行に要する費用は、関係団体が負担する。

- 2 前項の規定により関係団体が負担すべき額は、関係団体の長の協議により決定する。
- 3 庄内広域行政組合は、前項の規定による負担金を山形県に交付しなければならない。
- 4 前項に規定する負担金の交付の時期については、関係団体の長が協議して定める。

（予算）

第 18 条 協議会に関する予算は、山形県の一般会計の歳入歳出予算に計上するものとする。

（決算報告）

第 19 条 知事は、協議会に関する決算を山形県議会の認定に付したときは、当該決算を組合理事長に報告しなければならない。

（財産の取得、管理及び処分）

第 20 条 協議会の担任する事務の用に供する財産に関しては、関係団体が協議によりそれぞれ取得し、又は処分す

るものとし、当該財産の管理は、協議会がこれを行う。

2 協議会は、前項の規定により財産を管理する場合においては、当該管理を各関係団体の当該管理に関する条例、規則その他の規程の定めるところにより行うものとする。この場合においては、第15条第2項の規定を準用する。

（その他の財務に関する事項）

第21条 この規約に特別の定めがあるものを除き、協議会の財務に関しては、地方自治法に定める普通地方公共団体の財務に関する手続の例によるものとする。

第6章 補則

（費用弁償等）

第22条 会長、委員及び職員は、その職務を行うために要する費用の弁償等を受けることができる。

2 前項の規定に基づく費用の弁償等の額、その支給方法等は、会長が会議に諮って定める。

（協議会解散の場合の措置）

第23条 協議会が解散した場合においては、関係団体がその協議によりその事務を承継する。この場合において、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

（協議会の規程）

第24条 協議規程を定めたときは、速やかに関係団体に当該規程を送付するとともに、山形県公報に登載して公表するものとする。ただし、天災その他やむを得ない事情により、山形県公報に登載することができないときは、関係団体の掲示場に掲示して、その登載に代えることができる。

2 協議会は、この規約、協議規程及び条例等で定めるもののほか、協議会の担任する事務の管理及び執行その他協議会に関して必要な事項について規程を設けることができる。

（補則）

第25条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、関係団体の長が協議して定める。

附 則

この規約は、関係団体の長が協議により定める日から施行する。

山形県告示第699号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第1項の規定により、次のとおり規約を定め、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条第1項に規定する地方独立行政法人評価委員会を共同して設置した。

令和7年10月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

公立大学法人東北公益文科大学評価委員会共同設置規約

（設置）

第1条 山形県及び庄内広域行政組合（以下「関係団体」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第1項の規定により、公立大学法人東北公益文科大学について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条第1項に規定する地方独立行政法人評価委員会を共同して設置する。

（名称）

第2条 前条の地方独立行政法人評価委員会の名称は、公立大学法人東北公益文科大学評価委員会（以下「委員会」という。）とする。

（執務場所）

第3条 委員会の執務場所は、山形県山形市松波二丁目8番1号山形県庁内とする。

（組織）

第4条 委員会は、委員6人以内で組織する。

（委員）

第5条 委員は、経営又は教育研究に関し学識経験を有する者のうちから、関係団体の長が協議により定めるものについて、山形県知事（以下「知事」という。）が任命する。

2 知事は、委員を解任する場合又はその退任について承認を与える場合においては、あらかじめ庄内広域行政組合理事長（以下「理事長」という。）と協議しなければならない。

（委員の任期）

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により任命された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることを妨げない。
(委員長)
- 第 7 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。
2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
(会議)
- 第 8 条 委員会の会議は、委員長が招集する。
2 委員長は、前項の会議の議長となる。
3 第 1 項の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(負担金)
- 第 9 条 委員会の事務の管理及び執行に要する費用は、関係団体が負担する。
2 前項の規定により関係団体が負担すべき額は、関係団体の長の協議により決定する。
3 庄内広域行政組合は、前項の規定による負担金を山形県に交付しなければならない。
4 前項に規定する負担金の交付の時期については、関係団体の長が協議して定める。
(予算)
- 第10条 委員会に関する予算は、山形県の一般会計の歳入歳出予算に計上するものとする。
(決算報告)
- 第11条 知事は、委員会に関する決算を山形県議会の認定に付したときは、当該決算を理事長に報告しなければならない。
(庶務)
- 第12条 委員会の庶務は、山形県総務部において行う。
(補則)
- 第13条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、関係団体の長が協議して定める。
- 附 則
- この規約は、関係団体の長が協議により定める日から施行する。

山形県告示第700号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第 2 項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和 7 年10月17 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人山形県社会福祉事業団 山形市宮町一丁目 3 番36号	希望が丘東置賜共同生活事業所 東置賜郡川西町大字上小松907番地の 3	共同生活援助	令和 7. 9. 30

山形県告示第701号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 3 項の規定により、山形県視覚障がい者情報センターの指定管理者を次のとおり指定した。

令和 7 年10月17 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公の施設の名称 山形県視覚障がい者情報センター
- 2 指定した団体 山形市大字大森385番地
社会福祉法人山形県身体障害者福祉協会
- 3 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和13年 3 月31日まで

山形県告示第702号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県身体障がい者保養所東紅苑の指定管理者を次のとおり指定した。

令和7年10月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- | | |
|-----------|------------------------------------|
| 1 公の施設の名称 | 山形県身体障がい者保養所東紅苑 |
| 2 指定した団体 | 山形市大字大森385番地
社会福祉法人山形県身体障害者福祉協会 |
| 3 指定の期間 | 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで |

山形県告示第703号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県立ふれあいの家の指定管理者を次のとおり指定した。

令和7年10月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- | | |
|-----------|------------------------------------|
| 1 公の施設の名称 | 山形県立ふれあいの家 |
| 2 指定した団体 | 山形市大字大森385番地
社会福祉法人山形県身体障害者福祉協会 |
| 3 指定の期間 | 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで |

山形県告示第704号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、漁船以外の船舶が使用することができる由良漁港の白山島船揚場の船舶保管施設の指定管理者を次のとおり指定した。

令和7年10月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- | | |
|-----------|--------------------------------------|
| 1 公の施設の名称 | 漁船以外の船舶が使用することができる由良漁港の白山島船揚場の船舶保管施設 |
| 2 指定した団体 | 鶴岡市由良二丁目14番53号
鶴岡市由良自治会 |
| 3 指定の期間 | 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで |

山形県告示第705号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、漁船以外の船舶が使用することができる堅苔沢漁港の船舶保管施設の指定管理者を次のとおり指定した。

令和7年10月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- | | |
|-----------|----------------------------------|
| 1 公の施設の名称 | 漁船以外の船舶が使用することができる堅苔沢漁港の船舶保管施設 |
| 2 指定した団体 | 山形県鶴岡市小波渡字浜田40番地1号
堅苔沢マリーナクラブ |
| 3 指定の期間 | 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで |

山形県告示第706号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和7年10月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- | | |
|---------------|------------------------|
| 1 公共測量を実施する地域 | 酒田市新堀地内 |
| 2 公共測量を実施する期間 | 令和7年10月6日から令和8年3月27日まで |
| 3 作業の種類 | |

公共測量（基準点測量）

山形県告示第707号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、山形地方法務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 7 年10月17 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
山形市香澄町二丁目の一部、香澄町三丁目の一部、十日町一丁目、十日町三丁目の一部、十日町四丁目、幸町の一部、八日町一丁目及び三日町二丁目
- 2 公共測量を実施する期間
令和 7 年11月 1 日から令和 8 年 2 月27日まで
- 3 作業の種類
公共測量（基準点測量）

山形県告示第708号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、村山北部土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

令和 7 年10月17 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	笹 原 哲	尾花沢市桮町一丁目 2 番27号

山形県告示第709号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、村山北部土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

令和 7 年10月17 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	笹 原 俊 道	尾花沢市桮町一丁目 2 番27号

山形県告示第710号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第 1 項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和 7 年10月17 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 農用地利用集積等促進計画の概要

所有権の移転を受ける土地の所在する市町村	所有権の移転をする者の数	所有権の移転を受ける者の数	所有権の移転を受ける土地
山 形 市	3 者	3 者	山形市舞台22番ほか 2 筆
東 根 市	2 者	2 者	東根市大字羽入字柏原新林3008番259ほか 2 筆

新 庄 市	6 者	7 者	新庄市十日町字谷地小屋前8062番 1 ほか12筆
金 山 町	2 者	2 者	最上郡金山町大字安沢字蠟畑1025番 1 ほか6 筆
最 上 町	1 者	1 者	最上郡最上町大字月楯字毒水459番 5
舟 形 町	2 者	2 者	最上郡舟形町富田字矢弓17番ほか4 筆
鮭 川 村	2 者	2 者	最上郡鮭川村大字庭月字新田左堰5301番ほか6 筆
川 西 町	2 者	2 者	東置賜郡川西町大字高山字中里東1050番 1 ほか6 筆
長 井 市	1 者	1 者	長井市上伊佐沢字膳並7286番ほか1 筆
白 鷹 町	2 者	1 者	西置賜郡白鷹町大字横田尻字西前野8295番ほか1 筆
飯 豊 町	3 者	3 者	西置賜郡飯豊町大字添川字牛子坂一3170番69ほか13筆
庄 内 町	2 者	3 者	東田川郡庄内町茗荷瀬字北谷地77番ほか17筆
遊 佐 町	4 者	3 者	飽海郡遊佐町当山字森ノ下 5 番ほか5 筆

2 認可年月日
令和 7 年10月 3 日

山形県告示第711号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 3 項の規定により、山形県眺海の森の指定管理者を次のとおり指定した。

令和 7 年10月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公の施設の名称 山形県眺海の森
- 2 指定した団体 酒田市土洧字甚治郎向20番地 1
一般社団法人庄内森林保全協会
- 3 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和13年 3 月31日まで

山形県告示第712号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において令和 7 年10月17日から同月31日まで縦覧に供する。

令和 7 年10月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 天童大江線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
西村山郡大江町大字左沢字楯山2522番 1 から 同 まで	旧	24.4 メートル 12.8	30 メートル

同	上	新	24.4 メートル ） 12.8	同 上
---	---	---	------------------------	-----

山形県告示第713号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において令和 7 年10月17 日から同月31 日まで縦覧に供する。

令和 7 年10月17 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 天童大江線
- 2 供用開始の区間 西村山郡大江町大字左沢字楯山2522番 1 から
同 まで
- 3 供用開始の期日 令和 7 年10月17 日

山形県告示第714号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において令和 7 年10月17 日から同月31 日まで縦覧に供する。

令和 7 年10月17 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 287号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
西置賜郡白鷹町大字十王字切通下3412番 2 から 同 菖蒲字道合81番 8 まで	旧	27.5 メートル ） 13.6	38 メートル
同 上	新	41.5 メートル ） 16.8	同 上

山形県告示第715号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 3 項の規定により、西藏王公園の指定管理者を次のとおり指定した。

令和 7 年10月17 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公の施設の名称 西藏王公園
- 2 指定した団体 山形市本町一丁目 5 番19号
西藏王公園施設企業共同体
- 3 指 定 の 期 間 令和 8 年 4 月 1 日から令和13年 3 月31日まで

山形県告示第716号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び東根市役所において縦覧に供する。

令和 7 年10月17 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私道村総建第237号
- 2 指定の場所 東根市大字野田字東297－14、298－ 3 の一部、306－ 1 の一部
- 3 道路の現況 幅員 6.00メートル

- 延長 116.58メートル
4 指定年月日 令和7年10月8日

教育委員会関係

告 示

山形県教育委員会告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県金峰少年自然の家の指定管理者を次のとおり指定した。

令和7年10月17日

山形県教育委員会
教育長 須貝 英彦

- 1 公の施設の名称 山形県金峰少年自然の家
2 指定した団体 酒田市北新橋一丁目12番13号
庄内アソビバプロジェクト
3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

企業局関係

告 示

山形県企業告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県営駐車場の指定管理者を次のとおり指定した。

令和7年10月17日

山形県企業管理者 松 澤 勝 志

- 1 公の施設の名称 山形県営駐車場
2 指定した団体 山形市鉄砲町二丁目13番18号
株式会社ヤマコー
3 指定の期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、令和7年8月から同年9月に実施した監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和7年10月17日

山形県監査委員 加 賀 正 和
山形県監査委員 小 松 伸 也
山形県監査委員 柴 田 優
山形県監査委員 海 老 名 信 乃

第1 監査の概要

(1) 監査の基準

山形県監査委員監査基準（令和2年4月県監査委員訓令第1号）に準拠して実施

(2) 監査の種類

財務監査（定期監査）及び行政監査

(3) 監査の対象及び着眼点（評価項目）

財務に関する事務の執行並びに経営に係る事業の管理並びに主な事務事業の執行並びに内部統制の対象とする適正な管理及び執行を確保する必要がある事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を

挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか

(4) 監査の実施内容

関係書類を調査するとともに、監査対象機関の長等から説明を聴取するなどの方法により実施

第2 監査実施状況

監査は、監査対象機関65箇所について、次のとおり実施した。

監 査 対 象 機 関	実 施 年 月 日	担 当 監 査 委 員	
秘 書 課	令和7年8月1日	加賀委員	柴田委員
広 報 広 聴 推 進 課	令和7年8月1日	加賀委員	柴田委員
人 事 課	令和7年8月1日	加賀委員	柴田委員
多文化共生・国際交流推進課	令和7年8月1日	加賀委員	柴田委員
総 合 交 通 政 策 課	令和7年8月1日	加賀委員	柴田委員
統 計 企 画 課	令和7年8月1日	加賀委員	柴田委員
しあわせ子育て政策課	令和7年8月1日	小松委員	海老名委員
こども安心保育支援課	令和7年8月1日	小松委員	海老名委員
こども家庭福祉課	令和7年8月1日	小松委員	海老名委員
多 様 性 ・ 女 性 若 者 活 躍 課	令和7年8月1日	小松委員	海老名委員
県 産 品 ・ 貿 易 振 興 課	令和7年8月1日	小松委員	海老名委員
雇 用 ・ 産 業 人 材 育 成 課	令和7年8月1日	小松委員	海老名委員
財 政 課	令和7年8月22日	加賀委員	柴田委員
		小松委員	海老名委員
下 水 道 課	令和7年8月22日	加賀委員	柴田委員
		小松委員	海老名委員
管 財 課	令和7年8月22日	加賀委員	柴田委員
税 政 課	令和7年8月22日	加賀委員	柴田委員
行 政 経 営 企 画 課	令和7年8月22日	柴田委員	—
高 等 教 育 政 策 ・ 学 事 文 書 課	令和7年8月22日	柴田委員	—
管 理 課	令和7年8月22日	小松委員	海老名委員

建設企画課	令和7年8月22日	小松委員	海老名委員
県土利用政策課	令和7年8月22日	小松委員	海老名委員
都市計画課	令和7年8月22日	小松委員	海老名委員
農政企画課	令和7年8月25日	加賀委員	柴田委員
農業経営・所得向上推進課	令和7年8月25日	加賀委員	柴田委員
農産物販路開拓・輸出推進課	令和7年8月25日	加賀委員	柴田委員
農村計画課	令和7年8月25日	加賀委員	柴田委員
農村整備課	令和7年8月25日	加賀委員	柴田委員
森林ノミクス推進課	令和7年8月25日	加賀委員	柴田委員
県産米戦略推進課	令和7年8月25日	加賀委員	柴田委員
道路整備課	令和7年8月25日	小松委員	海老名委員
道路保全課	令和7年8月25日	小松委員	海老名委員
河川課	令和7年8月25日	小松委員	海老名委員
砂防・災害対策課	令和7年8月25日	小松委員	海老名委員
空港港湾課	令和7年8月25日	小松委員	海老名委員
建築住宅課	令和7年8月25日	小松委員	海老名委員
農業技術環境課	令和7年8月27日	加賀委員	柴田委員
園芸大園推進課	令和7年8月27日	加賀委員	柴田委員
畜産振興課	令和7年8月27日	加賀委員	柴田委員
水産振興課	令和7年8月27日	加賀委員	柴田委員
健康福祉企画課	令和7年8月27日	小松委員	海老名委員
医療政策課	令和7年8月27日	小松委員	海老名委員
地域福祉推進課	令和7年8月27日	小松委員	海老名委員
がん対策・健康長寿日本一推進課	令和7年8月27日	小松委員	海老名委員

D X 推 進 課	令和7年8月29日	加賀委員	柴田委員
教 育 政 策 課	令和7年9月1日	加賀委員	柴田委員
教 職 員 課	令和7年9月1日	加賀委員	柴田委員
生 涯 教 育 ・ 学 習 振 興 課	令和7年9月1日	加賀委員	柴田委員
義 務 教 育 課	令和7年9月1日	加賀委員	柴田委員
特 別 支 援 教 育 課	令和7年9月1日	加賀委員	柴田委員
高 校 教 育 課	令和7年9月1日	加賀委員	柴田委員
学 校 体 育 保 健 課	令和7年9月1日	加賀委員	柴田委員
高 齢 者 支 援 課	令和7年9月1日	小松委員	海老名委員
障 が い 福 祉 課	令和7年9月1日	小松委員	海老名委員
観 光 交 流 拡 大 課	令和7年9月1日	小松委員	海老名委員
イン・アウトバウンド推進課	令和7年9月1日	小松委員	海老名委員
県 民 文 化 芸 術 振 興 課	令和7年9月1日	小松委員	海老名委員
ス ポ ー ツ 振 興 課	令和7年9月1日	小松委員	海老名委員
人 事 委 員 会 事 務 局	令和7年9月1日	小松委員	海老名委員
労 働 委 員 会 事 務 局	令和7年9月1日	小松委員	海老名委員
総 務 厚 生 課	令和7年9月2日	加賀委員	柴田委員
福 利 厚 生 課	令和7年9月2日	加賀委員	柴田委員
警 察 本 部	令和7年9月2日	加賀委員	柴田委員
会 計 局	令和7年9月2日	小松委員	海老名委員
監 査 委 員 事 務 局	令和7年9月2日	小松委員	海老名委員
議 会 事 務 局	令和7年9月2日	柴田委員	海老名委員

第3 監査の結果

是正又は改善を要する事項は次のとおりであり、それらを除いては、上記により監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。

(1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

イ 多文化共生・国際交流推進課

(イ) 支出事務が適切でないもの

(内容)

請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査が完了した日から4箇月を超えてしていないもの

報償費（さくらんぼ贈答に係る経費の支出）

配送確認日 令和6年6月29日

請求書受理日 令和6年11月26日

支払日 令和6年12月10日

支出額 17,475円

ロ こども安心保育支援課

(イ) 収入事務が適切でないもの

(内容)

国庫補助金に係る実績報告を誤り、一部、国からの補助金を受領できなくなったため国庫補助金を財源とすることができなかったもの 2件 合計219,008円

主な事例は以下のとおり

山形県こどもの安心・安全対策支援事業費補助金

補助金額 560,000円

うち国庫補助金を財源とすることができなかった額 112,000円

ハ こども家庭福祉課

(イ) 未収金等の債権の管理が適切でないもの

(内容)

催告など、債権の収納促進を正当な理由もなく行っていないもので、3万円以上のもの 2件 合計782,080円

主な事例は以下のとおり

過年度歳出返納金（児童扶養手当の取消しに伴う返納）

納期限 令和6年7月30日

金額 743,960円

ニ 財政課

(イ) 収入事務が適切でないもの

(内容)

会計局に通知した収入見込額に誤りがあったもので、会計局において策定する資金計画に重大な影響を与えたもの

ホ 高等教育政策・学事文書課

(イ) 入札事務が適切でないもの

(内容)

落札決定後に落札価格が予定価格を上回っていたことが判明し、落札決定の取消し及び再入札を行ったもの

山形県歴史公文書デジタルアーカイブ業務委託

ヘ 管財課

(イ) 前年度会計の監査において、指摘、注意又はそれら以外の指導をした事項について、措置又は改善を行っていないもの

(内容)

支払期限内に支払をしていないもの

ばい煙量等測定業務委託

請求書受理日 令和7年3月28日

支払期限 令和7年4月11日

支払日 令和7年4月25日

支出額 583,000円

ト 管理課

(イ) 執行管理体制が適切でないもの

(内容)

3年連続で諸手当の支給誤りが発生するなど、内部けん制が的確に機能していないもの

a 期末手当について、期間率の算定を誤り、返納を要するもの

令和6年6月支給分

既支給額（100分の100） 355,862円

正支給額（100分の80） 284,690円

要返納額 71,172円

b 勤勉手当について、期間率の算定を誤り、返納を要するもの 2件 合計28,567円

主な事例は以下のとおり

令和6年12月支給分

既支給額（100分の5） 15,042円

正支給額（100分の0） 0円

要返納額 15,042円

チ 農業技術環境課

(イ) 契約の締結又は履行が適切でないもの

(内容)

契約保証金の還付手続が適切でないもの

農林水産デジタル化推進事業に係る契約保証金 243,100円

契約期間 令和3年5月17日から令和4年2月28日まで

保証金還付日 令和6年5月10日

(ロ) 物品の管理が適切でないもの

(内容)

共用車のタイヤについて、他者が所有するものとの取り違えが発生し、相手方に損害賠償を行ったもの

損害賠償額 67,320円

リ DX推進課

(イ) 関係法令等に準拠して適正に処理されていないもの

(内容)

県メールサーバ設定作業において個人情報が出たもの

(ロ) システム障害により財務事務の不備が生じたもの

(内容)

大規模システム統合基盤移行に伴う財務会計システム障害により、執行機関における旅費の支給遅延等の財務事務の不備が生じたもの

ヌ 高校教育課

(イ) 支出負担行為が適切でないもの

(内容)

高等学校奨学金を重複して貸与し返納させたもの

貸与期間 令和5年4月から令和6年2月まで

貸与額 330,000円

戻入日 令和7年3月17日

ル 高齢者支援課

(イ) 執行管理体制が適切でないもの

(内容)

国の補助金を受けて建設した社会福祉施設の解体工事に必要な財産処分の承認手続が遅延したことにより、損害賠償が生じたもの

損害賠償額 5,582,000円

ヲ 福利厚生課

(イ) 支出負担行為が適切でないもの

（内容）

公立学校共済組合職員の定期健康診断費用を誤って県費で支払ったもの

誤支出額 95,370円

正支出額 0円

過払額 95,370円

ワ 会計局

（イ）システム障害により財務事務の不備が生じたもの

（内容）

大規模システム統合基盤移行に伴う財務会計システム障害により、執行機関における旅費の支給遅延等の財務事務の不備が生じたもの

（2）注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

イ 事務事業

（イ）法令、条例、規則等に準拠せず、適正に処理していないもので、その影響が軽微なもの（県土利用政策課）

（ロ）公印又は文書の管理が適切でないもの（がん対策・健康長寿日本一推進課）

ロ 収入

（イ）調定額を誤った 1 万円以上のもの（管財課）

（ロ）調定手続が調定すべき日から 1 箇月を超えて遅延した 1 万円以上のもの（管財課）

（ハ）納入の通知が納入の通知をすべき日から 1 箇月を超えて遅延した 1 万円以上のもの（管財課）

ハ 支出

（イ）支払期限内に支払をしていないもの（財政課、県産品・貿易振興課）

（ロ）正当な理由もなく、旅行の最終日から 2 箇月を超えて遅延している旅費の支給が相当数あるもの（建築住宅課）

ニ 契約

（イ）入札事務が適切でなく、入札開始後に入札を取り止めたもの（農業技術環境課）

ホ 補助金

（イ）交付申請から交付決定までの期間が 2 箇月以上のもの（医療政策課）

（ロ）経費配分の変更又は事業内容の変更の承認手続を行っていないもの（障がい福祉課）

ヘ 財産

（イ）財産の現況把握が十分でないため、現況と台帳の記載内容が相違するもの（警察本部）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、令和7年7月から同年8月までに実施した令和6年度会計対象財政的援助団体等の監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和7年10月17日

山形県監査委員	加	賀	正	和
山形県監査委員	小	松	伸	也
山形県監査委員	柴	田		優
山形県監査委員	海	老	名	信
				乃

1 監査の基準

山形県監査委員監査基準（令和2年4月県監査委員訓令第1号）に準拠して実施

2 監査の種類

財政的援助団体等監査

3 監査の対象

（1）監査対象団体 山形県公立大学法人等 8 法人

（2）監査対象期間 令和6年度

4 監査の着眼点

監査の対象となった財政的援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか。

5 監査の実施内容

監査対象期間における財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、関係書類等を照合確認する方法により監査を実施した。

6 監査の結果

監査対象期間における財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、以上のとおり監査した限りにおいて、適正に行われているものと認められた。監査対象の団体ごとの監査結果は次のとおりである。

(1) 山形県公立大学法人

監査実施年月日 令和7年8月26日

担当監査委員 加賀 正和、柴田 優

イ 監査事項

(イ) 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況	団体の目的
2,053,160,000円	基本財産の現在額 2,053,160,000円 県の出資割合 100%	地方独立行政法人法に基づき、大学を設置し、及び管理することにより、豊かな教養に裏付けられた専門的な知識と技術・技能を身に付け、広く社会で活躍する人材を育成するとともに、地域に根ざした大学として真理の探究と知の創造に努め、もって地域ひいては社会全体の持続的な発展に寄与する。

(ロ) 補助等に係るものの出納その他の事務の執行状況

補助等の名称	補助等対象事業費	補助等の金額	補助等の目的
山形県公立大学法人運営費交付金	1,060,720,944円	720,053,000円	県が設立する公立大学法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な運営費を交付する。

ロ 指摘事項（是正改善を要するとして指摘した事項） なし

ハ 注意事項（是正改善を要するとして注意した事項） なし

(2) 公立大学法人山形県立保健医療大学

監査実施年月日 令和7年7月22日

担当監査委員 加賀 正和、柴田 優

イ 監査事項

(イ) 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況	団体の目的
2,941,881,000円	基本財産の現在額 2,941,881,000円 県の出資割合 100%	地方独立行政法人法に基づき、大学を設置し、及び管理することにより、幅広い教養と豊かな知識と技術を持ち、専門職としての理念に基づき行動できる人材を育成するとともに、地域に開かれた大学として保健医療に関する教育、研究の成果を地域に還元し、もって県民の健康及び福祉の向上に寄与する。

(ロ) 補助等に係るものの出納その他の事務の執行状況

補助等の名称	補助等対象事業費	補助等の金額	補助等の目的
山形県公立大学法人運営費交付金	1, 201, 228, 796円	891, 647, 000円	県が設立する公立大学法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な運営費を交付する。
山形県看護師等学校養成所地域医療体験セミナー実施事業費補助金	208, 002円	208, 000円	看護師等学校養成所の学生が参加する地域医療体験セミナーの開催に要する経費を補助する。

ロ 指摘事項（是正改善を要するとして指摘した事項） なし

ハ 注意事項（是正改善を要するとして注意した事項） なし

(3) 地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構

監査実施年月日 令和 7 年 8 月26日

担当監査委員 小松 伸也、海老名 信乃

イ 監査事項

(イ) 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況	団 体 の 目 的
11, 527, 033, 307円	基本財産の現在額 19, 624, 389, 029円 県の出資割合 58.7%	地方独立行政法人法に基づき、医療の提供、医療に関する調査及び研究等を行うことにより、庄内地域等の医療政策として求められる高度専門医療を提供し、及び当該地域における医療水準の向上を図り、もって住民の健康の維持及び増進に寄与する。

(ロ) 補助等に係るものの出納その他の事務の執行状況

補助等の名称	補助等対象事業費	補助等の金額	補助等の目的
山形県がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助金	7, 264, 096円	5, 000, 000円	がん診療連携拠点病院の機能強化に要する経費を補助する。
山形県感染症指定医療機関運営費補助金	138, 633, 207円	368, 000円	感染症病床の運営に要する経費を補助する。
山形県日中一時支援事業費補助金	56, 445, 808円	3, 032, 000円	長期入院児の日中一時受け入れの運営に要する経費を補助する。
山形県女性医師就労環境改善事業費補助金	5, 639, 352円	2, 819, 000円	女性医師が仕事と家庭の両立ができる働きやすい職場環境の整備に要する経費を補助する。
山形県小児救急医療支援事業費補助金	2, 645, 915円	1, 763, 000円	小児救急に係る休日夜間の診療体制の確保に要する経費を補助する。
山形県新人看護職員研修事業費補助金	2, 259, 751円	907, 000円	新人看護職員の研修に要する経費を補助する。
山形県産科医等確保支援事業費補助金	4, 020, 000円	706, 000円	産科医等の処遇改善に要する経費を補助する。
山形県看護師等キャリアアップ支援事業費補助金	1, 191, 458円	525, 000円	認定看護師教育課程の受講に要する経費を補助する。
山形県看護補助者処遇改善事業費補助金	1, 626, 766円	750, 000円	看護補助者の賃金改善に要する経費を補助する。

山形県医療施設運営費等補助金（防災訓練等参加支援事業）	287,323円	287,000円	国又は国と地方公共団体との合同で実施される防災訓練等への参加に要する経費を補助する。
山形県災害派遣医療チーム研修事業費補助金	180,840円	103,260円	災害派遣医療チーム研修、統括DMAT研修及び新興感染症クラスター対応研修への参加に要する経費を補助する。
山形県看護職員勤務環境改善事業費補助金	386,100円	193,000円	看護職員の勤務環境改善に要する経費を補助する。
山形県医療施設等設備費補助金（遠隔医療設備整備事業）	2,750,000円	1,375,000円	遠隔診療時に使用する遠隔医療システムの購入に要する経費を補助する。
山形県病床機能分化連携施設・設備整備費等補助金	388,850,000円	68,120,000円	病床機能変更・削減等に伴う整備に要する経費を補助する。
山形県在宅医療推進事業費補助金	387,777円	322,000円	在宅医療の推進に係る担い手の確保・資質向上・多職種連携の強化等に要する経費を補助する。
山形県医療提供体制推進事業費補助金（電子処方箋の活用・普及の促進事業）	440,000円	110,000円	電子処方箋の導入、活用・普及の促進に要する経費を補助する。
山形県へき地診療所運営費補助金	25,279,151円	10,257,000円	飛鳥診療所の運営に要する経費を補助する。
山形県・酒田市病院機構運営費負担金	854,712,000円	854,712,000円	山形県・酒田市病院機構の運営に要する費用を負担する。
長期借入金	—	118,600,000円	令和6年度日本海総合病院の一般改修に要する資金を貸し付ける。
長期借入金	—	66,500,000円	令和6年度日本海総合病院及び日本海酒田リハビリテーション病院の医療機器整備に要する資金を貸し付ける。

ロ 指摘事項（是正改善を要するとして指摘した事項） なし

ハ 注意事項（是正改善を要するとして注意した事項） なし

(4) 公益財団法人やまがた産業支援機構

監査実施年月日 令和7年8月26日

担当監査委員 加賀 正和、柴田 優

イ 監査事項

(イ) 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況	団 体 の 目 的
486,675,984円	基本財産の現在額 1,308,564,984円 県の出資割合 37.2%	県内中小企業等の経営基盤の強化、経営の革新、創業の促進、技術・研究開発、人材の育成等に関する支援を総合的に実施することにより、県内中小企業等の振興を図り、もって県内産業の発展と地域経済の活性化に寄与する。

(ロ) 補助等に係るものの出納その他の事務の執行状況

補助等の名称	補助等対象事業費	補 償 期 間	補助等の目的
設備貸与事業会計 (損失補償)	13,869,000円	平成27年4月1日 ～ 令和8年10月22日	設備貸与事業に要する設備調達資金を補償する。
設備貸与事業会計 (損失補償)	8,854,000円	平成28年4月1日 ～ 令和9年12月25日	設備貸与事業に要する設備調達資金を補償する。
設備貸与事業会計 (損失補償)	15,331,000円	平成29年4月3日 ～ 令和10年9月25日	設備貸与事業に要する設備調達資金を補償する。
設備貸与事業会計 (損失補償)	22,462,000円	平成30年4月2日 ～ 令和11年12月27日	設備貸与事業に要する設備調達資金を補償する。
設備貸与事業会計 (損失補償)	21,131,000円	平成31年4月1日 ～ 令和13年3月29日	設備貸与事業に要する設備調達資金を補償する。
設備貸与事業会計 (損失補償)	16,146,000円	令和2年4月1日 ～ 令和14年3月29日	設備貸与事業に要する設備調達資金を補償する。
設備貸与事業会計 (損失補償)	66,877,000円	令和3年4月1日 ～ 令和14年12月27日	設備貸与事業に要する設備調達資金を補償する。
設備貸与事業会計 (損失補償)	68,295,000円	令和4年4月1日 ～ 令和16年1月26日	設備貸与事業に要する設備調達資金を補償する。
設備貸与事業会計 (損失補償)	114,358,000円	令和5年4月3日 ～ 令和17年1月28日	設備貸与事業に要する設備調達資金を補償する。
設備貸与事業会計 (損失補償)	115,500,000円	令和6年4月1日 ～ 令和18年1月30日	設備貸与事業に要する設備調達資金を補償する。

ロ 指摘事項（是正改善を要するとして指摘した事項） なし

ハ 注意事項（是正改善を要するとして注意した事項） なし

(5) 公益財団法人やまがた農業支援センター

監査実施年月日 令和7年7月22日

担当監査委員 小松 伸也、海老名 信乃

イ 監査事項

(イ) 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況	団 体 の 目 的
797,275,958円	基本財産の現在額 1,803,243,108円 県の出資割合 44.2%	山形県における農用地利用の効率化及び高度化の促進、農業を担う人材の育成・確保、農村の活力創出、農産物等に対する信頼確保及び環境負荷低減に向けた農業生産の促進等を図ることにより、本県農業・農村の振興と持続可能で健全な発展に寄与する。

(ロ) 補助等に係るものの出納その他の事務の執行状況

補助等の名称	補助等対象事業費	補助等の金額	補助等の目的
やまがた農業支援センター運営強化事業費補助金	63,688,672円	35,139,000円	推進体制を強化し、事業効果の向上につなげるため、センターの運営に要する経費を補助する。
山形県農地集積・集約化対策事業費補助金	204,378,146円	204,378,146円	農地中間管理事業等に要する経費を補助する。
山形県旧鉱物採掘区域復旧事業費補助金	1,104,965円	1,104,965円	旧鉱物採掘杭域で発生した損害の復旧に要する経費を補助する。
果樹王国やまがた再生戦略推進サポート事業費補助金	6,697,168円	6,697,168円	災害に強い産地の形成や担い手の減少を見据えた抜本的な果樹産地の再生に向けた対策を推進するために要する経費を補助する。
公益財団法人やまがた農業支援センター活動強化事業費補助金	36,638,841円	36,638,841円	本県農業の多様な担い手の育成及び確保に関する事業に要する経費を補助する。
山形県農業経営法人化等総合支援事業費補助金	7,650,497円	2,764,000円	農業経営の法人化等の推進や経営の質の向上を支援する事業に要する経費を補助する。
山形県農山漁村発イノベーションサポートセンター運営費補助金	4,939,026円	4,939,026円	農山漁村発イノベーション事業体が直面する課題に対する支援を行うため、農山漁村発イノベーションサポートセンターの運営に要する経費を補助する。
山形県安全安心エコ農産物認証支援事業費補助金	24,622,164円	19,041,000円	やまがた農産物安全・安心取組認証業務、有機農産物認証業務及び特別栽培農産物認証業務に要する経費を補助する。
やまがたGAP第三者認証事業費補助金	4,004,228円	2,925,680円	やまがたGAP第三者認証業務に要する経費を補助する。

補助等の名称	補助等対象事業費	補償期間	補助等の目的
担い手支援資金（損失補償）	282,570円	令和4年5月18日 ～ 令和10年3月31日	農地中間管理事業等に要する借入金を補償する。
担い手支援資金（損失補償）	1,367,641円	令和5年5月30日 ～ 令和16年3月31日	農地中間管理事業等に要する借入金を補償する。
担い手支援資金（損失補償）	14,216,149円	令和6年5月8日 ～ 令和17年3月31日	農地中間管理事業等に要する借入金を補償する。

ロ 指摘事項（是正改善を要するとして指摘した事項） なし

ハ 注意事項（是正改善を要するとして注意した事項） なし

(6) 公益財団法人やまがた森林と緑の推進機構

監査実施年月日 令和7年8月26日

担当監査委員 加賀 正和、柴田 優

イ 監査事項

(イ) 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況	団 体 の 目 的
1,760,184,589円	基本財産の現在額 2,654,026,444円 県の出資割合 66.3%	森林の適切な整備に関する事業及び緑化の推進に関する事業等を行うことにより、水源のかん養・県土の保全・温暖化防止等森林の公益的機能の高度発揮による県民の生活環境の保全、県民生活に必要な木材の安定供給、林業生産性の向上、林業担い手の労働環境及び雇用の改善、県民総参加による緑化の促進を図り、もって潤いのある県土づくりと農山村経済の振興等に寄与する。

(ロ) 補助等に係るものの出納その他の事務の執行状況

補助等の名称	借入金残高	補 償 期 間	補助等の目的
森林整備活性化資金（損失補償）	916,512,400円	14年～30年	分収林事業に要する借入金（無利子）を補償する。
林業基盤整備（造林）資金（損失補償）	4,453,741,220円	29年～55年	分収林事業に要する借入金（有利子）を補償する。
施業転換資金（損失補償）	362,479,206円	24年～36年	保育基準、施業工程の見直しなど施業の転換に要する借入金を補償する。
利用間伐推進資金（損失補償）	109,260,000円	14年～16年	森林整備（植林、保育及び伐採等）に要する借入金を補償する。
借換資金（損失補償）	1,513,451,940円	38年	森林整備活性化資金として借り入れた資金のうち、借り換えた資金について補償する。

ロ 指摘事項（是正改善を要するとして指摘した事項） なし

ハ 注意事項（是正改善を要するとして注意した事項） なし

(7) 山形県土地開発公社

監査実施年月日 令和7年8月26日

担当監査委員 小松 伸也、海老名 信乃

イ 監査事項

(イ) 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況	団 体 の 目 的
30,000,000円	基本財産の現在額 30,000,000円 県の出資割合 100%	公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与する。

ロ 指摘事項（是正改善を要するとして指摘した事項） なし

ハ 注意事項（是正改善を要するとして注意した事項） なし

(8) 山形県道路公社

監査実施年月日 令和7年8月26日

担当監査委員 小松 伸也、海老名 信乃

イ 監査事項

(イ) 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況	団 体 の 目 的
366, 000, 000円	基本財産の現在額 366, 000, 000円 県の出資割合 100%	山形県の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕、その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与する。

- ロ 指摘事項（是正改善を要するとして指摘した事項） なし
ハ 注意事項（是正改善を要するとして注意した事項） なし

正 誤					
発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
令和 7. 6. 20	第614号	687	25	曲川	京塚
同	同	688	8	曲川	京塚